

社会福祉法人即伝寺福祉会

2024年度

城井こども園 あいあう

「重要事項説明書」



## 目次

1. 施設運営主体 .....	1
2. 利用施設 .....	1
3. 教育及び保育の内容 .....	2
4. 施設・設備等の概要 .....	2
5. 職員の配置と .....	3
6. 教育及び保育を提供する日、時間、休園等について .....	3
7. 年間行事予定 .....	5
8. 一日の生活 .....	6
9. 給食について .....	7
10. 保護者の負担について .....	7
11. 健康安全について .....	8
12. 要望・苦情・相談等について .....	10
13. 非常災害時の対策について .....	10
14. 利用者に対しての保険 .....	11
15. 秘密の保持と個人情報について .....	11
16. 契約解除（退園）について .....	11
17. その他の当園における留意事項 .....	12

支給認定保護者が利用しようと考えている特定教育・保育について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。分からないこと、分かりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

## 1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人即伝寺福祉会
所 在 地	福岡県京都郡みやこ町犀川木井馬場1996
電 話 番 号	0930-42-0330
代表者氏名	理事長 原田 保敬
設立年月日	昭和 42年 4月 1日

## 2. 利用施設

施設の種類	保育所型認定こども園
施設の名称	城井こども園 あいあう
施設の所在地	福岡県京都郡みやこ町犀川木井馬場1996
連絡先	TEL : 0930-42-0330 代表メール kiikodomoenaiau@gmail.com
管理者	園長 原田 保敬
対象児童	子ども・子育て支援法の定めるところにより、1号・2号・3号 認定を受けた0歳から小学校就学前の児童
認可定員	35名（保育園部20名 幼稚園部15名）
利用定員	1号認定児（満3歳以上の教育標準時間利用児） 15人 2号認定児（3歳以上の保育標準・短時間利用児） 12人 3号認定児（3歳未満の保育標準・短時間利用児） 8人
保育園開設日	昭和42年4月1日（城井保育園）
認定こども園開設日	令和2年4月1日（城井こども園 あいあう）
嘱託医	内科：古賀医院 古賀 裕之 歯科：仲西歯科医院 仲西 宏介

### 3. 教育及び保育の内容

- 当園は、教育及び保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、子供が子供らしくいられるための最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- 当園は、教育及び保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、教育及び保育を一体的に行います。
- 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要綱を踏まえ、教育及び保育の提供を行います。

#### 【教育・保育理念】

当園を通して、人と人が出会い、ともに同じ時を過ごし、お互いを認め大切にしようことのできる思いやりの気持ちや優しい心を育みます。

そして将来、自立した大人になれるよう教育及び保育を行います。

#### 【教育・保育目標】

- 「合掌」を通して、それぞれの命を大切にし、感謝できる情操豊かな心を育てます。
- 環境を通して、「心の力」「学ぶ力」「体の力」を育み、一人ひとりの能力を引き出します。

#### 【教育・保育方針】

- 『仏さまに手を合わせ ともに学び ともに育ち合う教育・保育』を目指します。  
朝、夕、仏さまに礼拝し、ご挨拶をします。合掌を通して、それぞれの命を大切にし、感謝できる情操豊かな心を育みます。
- 『ヨコミネ式教育法』に基づき、自学自習（「読み」「書き」「計算」「体操」「音楽」）を毎日行います。一人ひとりのペースに合わせた指導を行い、学ぶことが楽しい、と思えるような環境を提供します。

### 4. 施設・設備等の概要

#### (1) 施設

敷地	敷地全体	1504.82 ㎡
	園庭	663.95 ㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	422.70 ㎡

#### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	0～2歳児・満3歳児 【クラス名 うめ組】
ほふく室	1室	
沐浴室	1室	
保育室	2室	3～5歳児 【クラス名 さくら組】
お遊戯室	1室	
トイレ	3カ所	子供用大便器 5 子供用小便器 4 大人用大便器 3 大人用小便器 1
職員室・医務室	1室	
事務室	1室	

## 5. 職員の配置と内訳

当園では、園の定める基準を遵守し、保育教諭としての高い倫理観をもって、教育及び保育の実施に必要な職員を下記の通り配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	資 格（資格保有者の数）
園 長	1	1		社会福祉主事 放課後児童支援員
副園長	1	1		保育士 中学校音楽1級普通免許 高等学校音楽2級普通免許 放課後児童支援員
主幹教諭	1	1		保育士 幼稚園教諭免許
副主幹教諭	1	1		保育士 幼稚園教諭免許
保育教諭	7	2	5	保育士（7名） 幼稚園教諭免許（7名） 放課後児童支援員（1名）
保育士	1	1		保育士
調理員	2	1	1	栄養士免許（1名） 調理師免許（2名）
バス運転士	1		1	
補助員	2		2	

※職員は、開所時間内で、ローテーションにより勤務します。

## 6. 教育及び保育を提供する日、時間、休園等について

### (1) 開所日

開 所 日	区 分	開所曜日
	1号認定（教育標準時間）	月曜～金曜日
	2号・3号認定 （保育標準・保育短時間）	月曜～土曜日

### (2) 利用時間（保育料だけで最大利用できる時間）

利 用 時 間	区 分	月曜～金曜日	土曜日
	1号認定 （教育標準時間）	9：00～14：30 <small>※8：30～9：00/14：30～15：00は無料</small>	行事日（行事時間内のみ）
	2・3号認定 （保育標準時間）	7：30～18：30	7：30～18：30
	2・3号認定 （保育短時間）	8：30～16：30	8：30～16：30

※18時30分には閉所となりますので、5分前までにはお迎えをすませてください。

(3) 預かり保育及び延長保育（料金については「10.保護者の負担」参照）

時 間 帯	区 分	月曜～金曜日	土曜日
	1号認定 （教育標準時間）	（朝） 7：30～8：30 （夕） 15：01～18：00	9：00～14：30
2・3号認定 （保育短時間）	7：30～8：30 16：31～18：30	7：30～8：30 16：31～18：30	

(4) 休園日及び希望保育日等

① 1号認定（幼稚園部） 土曜日・日曜日・祝日は休園

内容	期間	備考
年末年始	12月29日～1月3日	休園
教育時間設定 除外日	夏休み 8月11日～8月17日 冬休み 12月27日～1月5日 学期末休み 3月29日～入園式前日まで	休園
土曜日保育	前月の最終土曜日までに 「土曜日保育申請書」提出	※行事日は無料
各種行事の対応	入園式及び進級式 花まつり 親子遠足 運動会 こども園開放デー お遊戯会衣裳合わせ お遊戯会 卒園式及び修了式 など	行事終了後 降園
その他	園長が休園を必要と認めた日 町立小学校が休校と定めた日	休園

② 2・3号認定（保育園部） 日曜日・祝日は休園

内容	期間	備考
年末年始	12月29日～1月3日	休園
希望保育日	8月13日～15日	スクールバス運休
新年度準備日	入園式前の2日間（※日曜日は除く）	スクールバス運休
各種行事の対応	入園式及び進級式 花まつり 親子遠足 運動会 こども園開放デー お遊戯会衣裳合わせ お遊戯会 卒園式及び修了式 など	行事終了後 原則降園
その他	園長が休園を必要と認めた日 町立小学校が休校と定めた日	休園 希望保育日

## 7. 年間行事予定

伝承行事や季節行事など、教育・保育目標を達成するための行事を行います。

年	月	日	内 容
2024	4		★入園式及び進級式
	4		歓迎遠足
	5		★花まつり
	5		★親子遠足（※上記花まつりと併せて行う予定です）
	5		歯科検診
	5		内科健診
	6		1年生との交流会（じゃがいも堀り）
	6		尿検査
	7		★こども園開放デー
	7		小学生との交流会（川あそび）
	7～8		川あそび プールあそび
	8～9		お泊まり保育（5才児 土曜日午前10時解散）
	9		●祖父母との交流会
	9～10		★運動会打ち合わせ及び親子ダンス練習（※土曜日）
	10		小運動会@体育館（※土曜日）
	10		★●運動会（※前日の夕方に会場準備を行います）
	10		内科健診
	10		歯科検診
	10		秋の遠足
	11		尿検査
	12		小学生との交流会
	12		★こども園開放デー 及び お遊戯会衣裳打ち合わせ
2025	1		★お遊戯会衣裳合わせ（※みやこ町入園面談と併せて金曜日開催）
	2		お遊戯会 総練習@サングレート（※土曜日）
	2		★●お遊戯会
	3		お別れ遠足（5才児） ※場合によっては4才児も参加
	3		★卒園式及び修了式
★＝保護者の方 ●＝祖父母の方にご参加頂く行事です。ご協力をお願いします。			

※予定は変更になる場合があります。毎月、月間行事予定表（園だより）をご確認ください。  
（できる限り犀川小学校と行事日が重ならないよう日程を調整しています）

### 【週間行事】

衛生チェック（月曜日）

カラフルデー（金曜日）

### 【月間行事】

避難訓練・身体計測・誕生会（誕生児がいる月）・移動図書館・あいあうデー

### 【さくら組 月間行事】

クッキング・ハーモニー教室・ワークショップ（3歳児は、年度途中より参加予定）

## 8. 一日の生活

当園では、教育及び保育を下記の時間の流れで提供します。（年度途中で変更になることがあります）

	うめ組(3号認定)			さくら組(1号・2号認定)		
	0歳児	1歳児	2歳児 満3歳児(※1号認定)	3歳児	4歳児	5歳児
7:30～	順次登園 随時朝の身支度 合同保育 (8:45 スクールバス到着)					
8:50	朝の準備 おやつ			朝の準備 朝の会		
9:10	朝の会			お参り ドレミ体操		
9:40	柔軟 かけっこ			かけっこ (冬:マラソン)		
10:00	設定保育			自学自習 (読み・書き・計算・体操・音楽)		
11:00	給食			設定保育		
11:45	自由遊び			給食 歯磨き		
12:00	お昼寝					
12:30						
13:00				自由遊び		
13:30	おやつ			お昼寝	設定保育	
14:40						
15:00	そうじ 降園準備 帰りの会			そうじ 降園準備 帰りの会		
15:45～ 18:30	(15:45 スクールバス出発 ) 居残り・預かり保育(合同保育) 順次降園					

※行事等で変更する場合があります。

※土曜日は、全学年合同保育です。

※土曜日のスクールバスは運休です。

※幼稚園部の教育標準時間は9:00～14:30ですが、8:30～9:00までは登園時間、14:30～15:00までは降園時間とみなし、その間の延長料金はかかりません。



## 9. 給食について

給食の実施方法	自園調理
食育	<p>食事を通して望ましい食習慣や態度を養い、心身の健康を培います。</p> <p>また、園の畑で野菜や果物を栽培し、継続観察・収穫・クッキングなどを通して食への関心を深め、命の尊さや感謝の気持ちを育みます。</p> <p>※苦手な食材は、食育活動を通して卒園までに克服できるよう指導していきます。気になることがありましたらその都度担任や栄養士にご相談ください。</p>
離乳食	<p>「離乳食チェック表」を使用して、ご家庭で食べたことのある食材から給食の提供を始めます。また、咀嚼や嚥下の発達を確認しながら段階的に進めていきますので、ご家庭の食事の状況を定期的にお知らせください。</p> <p>※毎月の献立表の食材欄は、必ず確認してください。</p>
アレルギー食	<p>軽度の食物アレルギーがあるお子さんへは、アレルギー食（除去食・代替食）の提供を行います。個別にご相談のうえ、診断書を提出してください。</p> <p>疑わしい症状がある場合は、必ず医師に相談してください。家庭の都合による除去は行いません。</p> <p>※重度の食物アレルギーがあるお子さんへは、給食・おやつ提供ができない場合があります。</p>
誤嚥 窒息事故防止	<p>最近、誤嚥・窒息事故が相次いでいます。当園では、しっかりと噛む指導を行っておりますが、ご家庭でも離乳期から月齢・発達に応じた大きさ・固さの食材を提供し、しっかりと咀嚼・嚥下機能を発達させましょう。</p> <p>「噛む」ことは食事だけでなく、知能の発達や健康にも大きくかかわっていることが多くの研究で明らかになっています。（きちんと噛んで食事をしている子どもは、記憶力や運動能力に優れ、風邪などの感染症にもかかりにくい。一方で正しく噛めない子は、風邪をひきやすかったり、やる気が出ない、疲れやすいといった共通の傾向が見られるそうです。）</p>

## 10. 保護者の負担について

当園では下記の負担金が発生します。

### (1) 特定教育・保育にかかる利用者負担

① 0～2歳児の保育料は、当該市町村が定める額を当園にお支払い頂きます。

※2024年4月1日より、みやこ町在住のお子様の保育料は無償化となります。

② 3歳以上児の保育料は、無償化の対象です。

### (2) 保育の提供に要する利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、別に定める費用を負担していただきます。

項目	内容、負担を求める理由及び目的		金額（月額）
①給食費 (満3歳児～5歳児)	主食費	ごはん・パン・麺類等	1,000円
	副食費 (みやこ町在住の方は、無償化)	おかず材料費、 おやつ代、手作りおやつ材料費	4,700円
	食育充実費	クッキング材料費、菜園活動等の食育活動の 充実に要する費用 等	700円
②特定充実費 (3歳児～5歳児)	行事費	運動会・お遊戯会等の行事に係る費用	500円
	施設充実費	施設の環境整備等に係る費用	500円
	教育充実費	外部講師に要する費用 ヨコミネ式等の教育の充実に要する費用	3,000円
②特定充実費 (満3歳児)	教育充実費	外部講師に要する費用 ヨコミネ式等の教育の充実に要する費用	1,000円
③その他	施設を利用するにあたって実費徴収が適当である費用が発生した場合はその都度事前に通知し、実費徴収相当額を徴収します。 (例：親子遠足にかかる費用 など)		

④延長保育料 預かり保育料  (※延長保育は保育に 欠ける場合のみ)	1号認定 (教育標準時間)	平日預かり保育時間 (朝) 7:30~8:30 内で利用 200円/1回 (夕) 15:01~18:00 内で利用 250円/1回 土曜日預かり保育時間 9:00~14:30 土曜日預かり保育料…950円(日額450円までが補助対象)
	2・3号認定 (保育短時間)	延長保育時間 (朝) 7:30~8:30 内で利用 100円/1時間まで (夕) 16:31~18:30 内で利用 200円/2時間まで ※延長保育料は1分を超えてから2時間までの料金
⑤開園時間外	全ての園児	開園時間は7:30~18:30(園児迎えは、18:25まで)です。開園時間外は、1,500円(1分~15分毎に)の延長料金を頂きます。

※2024年4月1日より、みやこ町在住の満3歳児以上児の副食費は、無償化となります。(ただし、事前に「代理受領委任状」の提出を行う必要があります。)

※上記の費用については、毎月15日に口座引き落としとなりますので、全園児口座振替の手続きが必要です  
※毎月請求書が発行され、その請求金額が口座振替(毎月15日)となりますので、請求書の内容で確認したい事があればご相談ください。

※登降園の時間管理は、園の時計で行いますので予めご了承ください。

※給食費の副食費・主食費については、疾病等により連続して同月に15日以上(開園日)欠席の場合は、半額とします。

⑥教育・保育材料費 (全ての園児)	出席シール帳	310円
	ジャンボシール	300円
	スーパークレヨン(16色 ※プラケース)	820円
	マーカー(8色)	740円
	ソフト色鉛筆(12色)	780円
	鍵盤ハーモニカ(スズキ・パステルグリーン)	5,400円
	通園リュック	3,820円
	遊び着	1,750円
	体操服(Tシャツ)	1,540円
	体操服(パンツ)	1,320円
	体操帽子(フリーサイズ)	990円
	体操帽子(LLサイズ)	1,210円
	園児服	3,410円

※保護者が管理する保護者会費が別途で250円/月(園児一人につき)発生します。

※月刊絵本(3~5歳児)を申し込まれた方は、別途絵本代が発生します。

※体操服・体操帽子・園児服は、直接インターネットでご購入ください。

【Kirinji-DX】 キーワード：miyakokiiaiau

※物価高騰の影響により、納入価格の変動や仕様の変更に伴い、保護者負担額が変更になる場合があります。

## 11.健康安全について

当園では下記内容で健康安全の対応をお願いしています。

健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども園は基本的に健康な子供が登園できます。体調不良の場合はゆっくり休みましょう。(お仕事の都合でどうしても保育が必要な場合は、アンファンを利用してください)</li> <li>予防接種後は、激しい運動等をさけるため、ご家庭で安静に過ごせるようにご配慮をお願い致します。</li> <li>嘔吐や下痢(軟便)の症状がある場合は、医師の診断を受けてください。</li> </ul>
------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>前夜熱が出ていて朝下がっている場合や、解熱剤などの薬を飲んで症状が落ちついている場合でも、園で悪化することがあります。健康を優先させ安静に過ごせるようご配慮をお願い致します。（登園時に37.5度以上ある場合は、お預かりできません）</li> <li>こども園での感染症拡大を防ぐため、ご家族の体調不良等は、必ず連絡ノートに記入してお知らせください。</li> </ul>
緊急時のご家庭への連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>体温が37.5度を超えた時点で連絡をさせていただき、その後園で経過を見ますが、<u>38度を超えたらすぐにお迎えに来ていただきます。</u>また、嘔吐や下痢、発疹などの症状が強く出ている場合は発熱に関係なく、お迎えに来ていただく場合もあります。緊急時にすみやかにお迎えに来られる体制づくりをお願いします。</li> <li>怪我等をした場合はご家族へ連絡します。状況により病院への受診をお願いする場合があります。（緊急の場合は園の判断で病院を受診することがありますが、治療の方針等の判断ができないため、ご家族の方との受診を優先します。） ※通院が必要な場合、園から病院へ連れていくことはできません。</li> </ul>
薬について	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬事法により第三者の投薬は禁止されており、原則的には園ではお薬をお預かりできないことになっています。しかし、事情を考慮し、保護者の依頼がある場合に限りお預かりします。園で配布する「投薬表」に薬の種類や投薬時間等を記入して、薬と一緒に連絡ノートに挟んで持たせてください。（薬の袋には必ず記名し、投薬があることも連絡ノートに記入してください）</li> <li>市販薬の投与はできません。</li> <li>以前に処方された薬は投与できません。</li> <li>シロップは、1回分ずつ小分けしてください。</li> <li>塗り薬にも投薬表が必要です。</li> </ul>
登園の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>伝染病などの病気にかかった時は、医師の許可があるまで休ませ、必ず園に連絡してください。</li> <li>以下の感染症にかかった場合は登園ができません。医師の治療証明を受けてからの登園となります。 なお、連休や年末年始等、園が休園中に完治をしても、登園開始時には「意見書」が必要になります。 <b>出席停止が必要な感染症（医師による「意見書」が必要な疾患）</b> 麻疹（はしか） インフルエンザ 新型コロナウイルス 風しん 水疱瘡（みずぼうそう） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 結核 咽喉結膜炎（プール熱） 流行性角結膜炎（はやり目） 百日咳 腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等） 急性出血性角結膜炎 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎） など</li> <li>以下の感染症になった場合は、医師に相談の上、保護者の方が「登園届」をご記入ください。 <b>保護者による「登園届」が必要な疾患</b> 溶連菌感染症 マイコプラズマ肺炎</li> </ol>

	<p>手足口病          伝染性紅斑（りんご病）          ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）          ヘルパンギーナ          RSウイルス感染症          帯状疱疹          突発性発疹 など</p> <p>4. 乳幼児は、様々な感染症を予防するための免疫が弱く、感染した場合には発症しやすく、重症化しやすいこともあるので、下記の対応をお願いします。          ①感染した保護者が送迎しないよう、代替りの送迎者に依頼して頂く。          ②代替りの送迎者が見つからない場合は、園の送迎用駐車場に車を停止し、園に電話を入れていただき、その後職員が園児を駐車場に送迎します。（朝夕同じ方法で対応）</p> <p>5. こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが快適に生活できます。上記の感染症については、<b>登園のめやす</b>（別紙参照）を参考に、かかりつけ医の診断に従い、「意見書」および「登園届」の記入及び提出をお願いします。</p>
--	---

## 12. 要望・苦情・相談等について

当園では利用者からの苦情に適切に対応する体制を整え、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めます。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 園長 原田 保敬 主幹教諭 原田 優花</li> <li>・ご利用時間 午前9時～午後5時</li> <li>・電話番号 0930-42-0330</li> </ul> <p>担当者が不在の場合は、職員までお申し出ください。</p>
苦情受付	<p>苦情は面接、電話、書面などにより、苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。</p> <p>（第三者委員） 民生委員          （運営適正化委員会：福岡県社会福祉協議会）</p> <p>電話番号 092-915-3511 FAX 092-584-3354</p>

## 13. 非常災害時の対策について

当園では、保護者・地域との連携をとりながら、乳幼児の教育・保育を行うとともに、子供の「安全」・「安心」を提供するために毎月1回の防犯訓練や避難及び消火訓練を実施しています。しかし想定外の大災害等が起きる場合もありますので、その時は下記内容に基づいて行動します。予め把握しておいてください。

園児引き渡しについて	園児のお迎えは、健康調査票に記載されている方以外は、保護者からの連絡が無い限り、引き渡しを行いません。
避難について	大地震発生後、園や周囲に火災が発生したり、土砂崩れなどの恐れがある時、または園舎の被災が大きく危険であると判断した時には、みやこ町の指定する避難所に避難します。 避難場所は、連絡アプリのルクミーや Facebook ページ、および園舎周辺に張り紙等を行い、お知らせします。
残留園児の保護について	保護者から連絡が無い場合や保護者から連絡があっても保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合は、保護者が引き取りに来るまで園において翌日の12時（正午）までは保護をします。翌日の12時（正午）を経過し、保護者の安否が確認できない場合や保護者に代わる方も引き取りに来られない場合は、みやこ町の指定する避難所に移送し、保護をお願いしますこととなります。

災害時の連絡先 城井こども園 あいあう 0930-42-0330 園長携帯電話 090-5941-6659

#### 14. 利用者に対する保険

教育・保育サービスの提供中に事故が発生した場合は、市町村、保護者に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。また、教育・保育サービスの提供に伴って、園児の生命、身体、財産に損害を及ぼした時は当園が加入する賠償責任保険・傷害保険の範囲内で保護者に対して損害を賠償します。

なお、当園では、下記の賠償責任・傷害保険に加入しています。

保険会社名・保険名	東京海上日動火災保険株式会社 ほいくのほけん
補償の概要	<p>(園賠償責任保険)</p> <p>施設賠償 対人1名・1事故10億円 対物1事故1,000万円</p> <p>生産物賠償 対人1名・1事故・期間中10億円 対物1事故・期間中1,000万円</p> <p>(園児団体傷害保険)</p> <p>死亡・後遺症傷害 250万円 入院保険金日額 3,000円 通院保険金日額 2,000円</p>

※登園前及び保護者引き渡し後の園庭や登園道路・駐車場等での事故は保護者の責任となりますので、補償の対象ではありません。

#### 15. 秘密の保持と個人情報について

当園では秘密の保持と個人情報について下記内容で実施します。

① 在園児及びその保護者に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当園は、在園児の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</li> <li>2. 当園及び職員は、教育・保育を行う上で知り得た在園児及びその保護者の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li> <li>3. また、この秘密を保持する義務は、卒園後に置いても継続します。</li> <li>4. 当園は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。</li> </ol>
② 個人情報の保護について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当園は、在園児の保護者からの予め文書で同意を得ない限り、在園児の個人情報を用いませぬ。また、在園児の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、在園児の保護者の個人情報を用いませぬ。</li> <li>2. 当園は、在園児の保護者に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li> <li>3. 当園が管理する情報については、在園児の保護者の求めに応じて可能な範囲でその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は在園児の保護者の負担となります。）</li> </ol>

#### 16. 契約解除（退園）について

下記のような要件に該当する場合は、契約解除（退園）となる場合がありますので、ご注意ください。また、①～⑥要件に該当しそうな場合は、事前にご相談ください。

- ①2・3号認定児で保育に欠ける要件がなくなった場合や指定の期日（入園後90日以内）までに認定の要件を満たさない方
- ②保育料その他の徴収金が2ヶ月以上未納の場合。
- ③正当な理由がなく、1ヶ月以上欠席の場合。
- ④保護者が当園の施設及び当園の近隣地域、教育・保育に従事する職員又は他の利用者（園児、保護者）に対して、重大な背信行為を行った場合。
- ⑤当園長と保護者の間で協議し、当園の利用を継続することが園児の健やかな成長を妨げると判断した場合。
- ⑥保護者が支給認定申請書の記載内容を偽ったり、その他不正な行為によって特定教育・保育の提供を受けたり、受けようとした時は、遅延なく市町村に通知し、契約解除（退園）となります。

※退園予定の方は、当園まですみやかにお知らせください。  
また市町村への退園手続きは、前月の25日までに行ってください。

### 17. その他の当園における留意事項

毎日のこと (平日保育)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 教育及び保育を利用できる時間は「子ども・子育て支援 支給認定証」で認められた時間が基本となりますので、利用時間を守ってください。</li> <li>• 欠席や遅れて登園する場合、急遽延長保育を利用する場合、時間変更・お迎えに来る方の変更をする場合は、連絡ノートや電話で必ず園に伝えてください。（連絡がない場合はこちらから連絡する場合があります）</li> <li>• 欠席・遅刻の連絡は、<u>9:00</u>までをお願いします。</li> <li>• 配布物は必ず目を通し、提出するもの等があった場合は期限を必ず守ってください。</li> <li>• 子供は、自分の思いや家庭・園での様子を上手く伝えることができません。毎日必ず家庭での様子を連絡ノートにご記入ください。</li> <li>• 着替えは持ち帰るたびに補充してください。</li> <li>• スーパーの袋などの使い捨てのものにも全て記名してください。</li> <li>• 勤務の関係上、担任による受け渡しが出来ない事もあります。</li> </ul>
土曜保育のこと	<p>(1号認定 幼稚園部)</p> <p>土曜日保育を利用する場合は、前月の最終土曜日までに「土曜日保育申請書」を提出してください。（※行事の際の登園は、申請は必要ありません）</p>
延長保育のこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 延長保育「10. 保護者の負担について」に記載されている時間、料金で対応します。</li> <li>• 「子ども・子育て支援 支給認定証」で認められた時間が延長保育に該当する場合や、緊急その他やむを得ない事情があると認められる場合に利用できます。</li> <li>• 発熱や体調不良等で健康上の支障を生じるおそれがある児童、平日保護者が仕事をお休みの園児は、預かり保育・延長保育を受けることが出来ません。</li> </ul>
その他のこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 感染症拡大のリスクがあると判断した場合には、2歳児以上はマスクを着用してもらう場合があります。</li> <li>• 体調不良の場合は、病児病後児保育室「アンファン」を利用してください。利用するには、事前に登録が必要です。祖父母等の協力が得られない方については必ずご登録ください。</li> <li>• 緊急時の連絡については、現況確認のために、保護者の職場にお電話させていただきます。保護者がお休みの場合は必ず事前にお知らせください。</li> <li>• 登園、降園の際は保護者の付き添いが必要です。都合で代わりの人が送迎する場合も成人の方が送迎をお願いします。</li> <li>• 保護者以外の方のお迎えの場合は、必ず事前にお知らせください。事前連絡がない場合、引き渡してできないことがあります。</li> <li>• 住所変更・職場変更・家族変更がある場合は、園まで必ず報告してください。</li> </ul>

特に、住民票の変更がある場合などには、変更理由によっては保育を受けられなくなるケースもあります。

- 保育中は、担任には電話で取り次げない場合があります。電話に出たものに用件を伝えてください。また、お話のある方は保育終了後もしくは、事前に日時を打ち合わせてください。
- 保育料等（特定充実費・給食費・預かり保育料・延長保育料等）は、毎月15日に口座振替となります。指定された口座に支払い金額をご準備ください。口座振替できない場合は、同月25日に再度引き落としされます。25日を越えた場合は、同月中に現金でお支払いください。※2ヶ月以上滞納があった場合は、退園となる可能性がありますのでご注意ください。
- 駐車場内での長時間の立ち話やお子様を遊ばせたりしないでください。
- 接道階段は、特別の事情がない限り使用できません。
- 駐車場での事故及び、引き渡し後のお子様の安全管理は保護者の責任となります。
- 当園では、日常の保育や行事等の様子を多くの方に知っていただくため、ホームページやfacebook ページ、YouTube チャンネルを開設しています。第三者に個人が特定されるような顔と名前が一緒に写り込む写真・動画はできる限り使用しないようにしていますが、お子様の写真や動画を使用してほしくない場合は、事前に書面にて理由を記入の上、申し出てください。

※この重要事項説明書は、入園申込み・入園承諾をされた方のみ配布させて頂いています。

上記の内容を踏まえて、別紙「城井こども園 あいあう 入園同意書」に署名・捺印の上、期日までにご提出ください。

※入園同意書を頂いた方とは契約書による契約後、定められた期間の教育・保育の提供が行われます。